

令和6年横審第10号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年6月25日09時10分

千葉県勝浦東部漁港南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 6.4 トン

登 録 長 11.90 メートル 5.41 メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 ディーゼル機関

出 力 435 キロワット 35 キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和59年6月に進水し、船体中央やや船尾寄りに操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その前方に左舷側からレーダー、GPSプロッター、自動操舵装置及び魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席、機関遠隔操縦装置及び遠隔操舵装置を組み込んだダイヤル式のコントローラーをそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年6月25日01時30分勝浦東部漁港の係留地を発し、同漁港南方沖合約1.5海里の漁場に向かった。

a受審人は、03時00分前示漁場に到着して操業を行った後、07時30分漁場を発進して帰途に就き、0.5海里ないし0.75海里レンジ設定としたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、甲板員を前部甲板で漁獲物の仕分け作業に就け、自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、08時53分僅か過ぎ勝浦灯台から148度（真方位、以下同じ。）2.79海里の地点で、勝浦東部漁港まで約3海里のところとなり、霧のため陸岸が視認できなくなったので、GPSプロッターに表示させた過去の航跡をたどって同漁港に向かうこととし、針路を港口に向く350度に定めて自動操舵とし、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、GPSプロッター画面を見ながら進行した。

a受審人は、09時08分半少し前勝浦灯台から106.5度

1.19 海里の地点に達したとき、正船首 400 メートルのところに、B を視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を西方に向けてほとんど移動しない様子から錨泊中であることが分かり、その後 B に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かずに続航した。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく進行中、09 時 10 分勝浦灯台から 098.5 度 1.09 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首部が B の左舷中央部に直角に衝突した。

当時、天候は曇りで風力 2 の東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視程は約 500 メートルで、関東海域北部に海上濃霧警報が発表されていた。

また、B は、平成 8 年 4 月に進水し、航海計器を装備せず、船体中央部やや船首寄りに舵輪、機関遠隔操縦装置、機関回転計及び魚群探知機を組み込んだ風防付操舵スタンドを備えた F R P 製モーターボートで、b 受審人が 1 人で乗り組み、親族 1 人及び知人 2 人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首 0.5 メートル船尾 1.0 メートルの喫水をもって、有効な音響信号を行うことができる手段を講じないまま、同日 07 時 00 分千葉県勝浦港を発し、勝浦東部漁港南東方沖合約 1 海里の釣り場に向かった。

b 受審人は、勝浦港南方沖合を東行して前示釣り場に至り、08 時 00 分前示衝突地点付近で、船首から重量約 10 キログラムの六爪錨を水深約 15 メートルの海中に投じ、同錨に長さ 1.5 メートルのステンレス製チェーンを取り付け、同チェーンに連結した直径 16 ミリ

メートル長さ50メートルの合成繊維製錨索を約25メートル延出して船首部のクリートに係止し、船首を西方に向けて機関を停止して錨泊を始め、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示しないまま、同乗者2人が左舷船首部及び船尾部で左舷方を、同乗者1人が右舷中央部で右舷方を、自らは右舷船尾部で右舷方をそれぞれ向いた姿勢で釣り竿各1本を出して釣りを開始した。

b受審人は、09時08分半少し前衝突地点で、船首が260度を向いていたとき、左舷正横400メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったので、この状況に気付かずに錨泊を続けた。

こうして、b受審人は、Aに対して注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、09時10分少し前同乗者から同船の接近を知らされ、左舷正横至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が260度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、球状船首に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、後に修理され、Bは、左舷中央部船底外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じて浸水し、後に廃船処理され、b受審人及びBの同乗者1人が右肩関節打撲傷等を負った。

(航法の適用)

本件は、勝浦東部漁港南東方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したものであるが、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法

が適用される。

事実の経過で示したとおり、当時、霧のため視程が約500メートルとなっていたものの、両船に衝突のおそれが生じたのは互いに視野の内にある状況であったと認められることから、海上衝突予防法第19条の視界制限状態における船舶の航法規定を適用するのは適当ではない。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との間の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、勝浦東部漁港南東方沖合において、同漁港に向けて帰航中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、勝浦東部漁港南東方沖合において、同漁港に向けて帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Bの同乗者1人及びb 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、勝浦東部漁港南東方沖合において、釣りを行いながら錨

泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Bの同乗者1人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月20日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁